

指定管理者に関するモニタリングシート

黄色のセルを施設担当課が記入

1 施設の概要

(モニタリング実施年度: 令和 5 年度)

施設の名称	特定公園及び有料公園施設	指定期間	30	年度～	4	年度
		指定の方法	複数施設を一括指定管理			
施設所管課	土木部 公園課	連絡先	06-4309-3228			
設置目的	市民にスポーツ・レクリエーションや憩いの場を供することで、公共の福祉の増進に資するため。					
施設内容・業務内容等	有料公園施設及び特定公園の維持管理に関する業務 特定公園における行為の許可及び利用の禁止又は制限に関する業務 有料公園施設の使用の許可及び使用の許可の取り消しに関する業務 有料公園施設の使用料及び特定公園の使用料の減免及び還付に関する業務 その他市長が認める業務					
指定管理者	株式会社美交工業	連絡先	06-6581-3300			
人員体制	正規職員	18	人	パート・アルバイト	38	人
				その他	0	人

2 管理運営状況等

年度	実績						今年度(予算)	次年度(見込)
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度			
管理形態	指定管理	指定管理	指定管理	指定管理	指定管理	指定管理	指定管理	
供用(開館)日数	365	365	365	366	365			
指定管理委託料(千円)	167,860	167,860	170,860	144,000	144,000			
利用状況指標	1 庭球場利用者(人)	一般利用67,162 大会使用5,741	一般利用62,457 大会使用6,709	一般利用73,892 大会利用8,556	補足説明			
	2 野球場利用者(人)	一般利用82,495 大会使用24,053	一般利用64,340 大会使用42,489	一般利用74,276 大会利用50,199	補足説明			
	3 多目的球技広場利用者(人)	個人利用 8,871 大会使用28,177	個人利用7,406 大会使用33,445	個人利用3,470 大会使用38,805	補足説明			

※ 令和5年度より指定管理施設数変更。
 令和4年度: 特定公園 12箇所、有料公園施設 11箇所
 令和5年度: 特定公園 29箇所、有料公園施設 9箇所

3 モニタリングの総括

「個別評価」(自動表示): S=チェック項目が全てO、A=×がなく「得点」が中間点以上、
 B=×がなく中間点未満あるいは×が1個で「得点」が中間点以上、C=×が2個以上。
 「最終評価」(任意決定): 個別の評価結果を踏まえて、評価者の裁量で決定する。

モニタリングの観点	施設担当課のモニタリング	
	個別評価 S A B C	評価できる点や要改善事項
A 行政視点 施設の設置目的が達成でき、事業の継続性が期待されるとともに、市民の安全の確保が図られているか？	S	供用日・時間の遵守、適正な人数の配置、台風時の対応など、市民サービス、利用者の安全を第一に考え、マニュアルどおり対応されていた。
B 管理・運営能力 人員・予算等の資源を管理し、快適に施設や設備等を利用できる環境を整備しているか？	S	定期的に遊具の安全点検と、修繕をおこなっていた。遊具以外の施設についても日々の点検で異常を見つけ、予算の状況を確認しながら施設の安全性の向上に努めた。市による修繕が必要な場合は遅滞なく報告をおこなった。
C サービス 平等な利用の確保及びサービス向上が図られているか？	S	危険な球技への対応や市民からの苦情に対しては市との情報共有を図りながら根気強く適切に対応出来ていた。
D 市民視点 市民の声が反映される管理・運営が行われているか？	A	市民が求めるニーズの把握のため有料公園施設のアンケートは実施されているが、特定公園のアンケートについても、積極的に実施していただきたい。
E 効果・効率性 施設の効果を最大限発揮しようとするとともに、管理経費の縮減が図られているか？	S	有料公園施設や特定公園内の施設については積極的に点検をおこない、不備があれば修繕を施すなど、利用者が利用しやすいように施設管理をおこなっていた。 十分に収益を確保出来ている自主事業はキッチンカーだけなので、キッチンカー以外にも収益を確保できる自主事業を提案し、さらに管理委託料の縮減や市民サービスへの還元結びつけられるように努めてもらいたい。
F 法令等遵守 法令や各種規則等を理解し、遵守することで、社会的責任を果たしているか？	S	法令遵守、条例、規則について、理解しながら作業できていた。また、不明な部分は市に問い合わせをしながら作業を実施していた。
課題への対応 今後の取組	最終評価 (任意設定) S	普段から市との情報共有に努め、管理運営をより良くしていこうという姿勢がみられた。令和5年度より特定公園が追加されたが、引き続き魅力ある公園づくりに努め、さらなる利活用やサービス向上に努めていただきたい。